

## 胎内市パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人一人が自分らしく安心して暮らしていけるよう、お互いの個性や多様性を認め、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会の実現を目指し、本市が実施するパートナーシップ制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性とは限らない者又はジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）が出生時に判定された性と一致しない者をいう。
- (2) パートナーシップ 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した二者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の双方若しくは一方の子（養子を含む。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）（以下これらを「子等」という。）と当該パートナーシップにある者の双方又は一方とが生計を一にし、かつ、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

(パートナーシップの届出対象者)

第3条 パートナーシップの届出をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある者の双方がともに婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。

(3) パートナーシップにある者の双方が当該届出をしようとする者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。

(4) パートナーシップにある者の双方が法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと（養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。

(5) パートナーシップにある者の双方又は一方が次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 届出の日後 3 か月以内に市内への転入（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項に規定する転入をいう。以下同じ。）を予定していること。

（ファミリーシップの届出対象者）

第 4 条 ファミリーシップの届出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 第 8 条の規定による受領証等の交付を受けた者

(2) 事情に規定するパートナーシップの届出と同時にファミリーシップの届出をしようとする者

2 前項の場合において、届出対象者は、当該届出をすることについてファミリーシップにある子等（15 歳未満の者を除く。）から、同意を得るものとする。

（パートナーシップの届出の方法）

第 5 条 パートナーシップの届出をしようとする者は、市職員の面前において、胎内市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第 1 号。以下「届出書」という。）を両者自ら記入し、市長に提出するものとする。この場合において、自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと他の者に代筆させることができる。

2 前項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類（届出の日前 3 か月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 届出に係る者全員の住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）

(2) 届出に係る者全員の独身証明書又は戸籍抄本その他独身であることが確認できる書類

3 市長は、届出に当たっては、次に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）により当該届出をする者の本人確認を行うものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等で、本人の顔写真が貼付されたもの

(2) その他市長が適当と認める書類

4 第3条第5号イに該当することにより届出を行った者は、当該届出に係る転入をしたときは、速やかにその旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

（ファミリーシップの届出の方法）

第6条 ファミリーシップの届出をしようとする者は、市職員の面前において、届出書を両者自ら記入し、本人確認書類を添え、市長に提出するものとする。この場合において、自ら記入することができないと市長が認めるときは、両者立会いのもと他の者に代筆させることができる。

2 前項の規定により届出書を提出するときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、公簿等によって確認できる場合又は既に提出している場合にあつては、これを省略することができる。

(1) 届出に係る者全員の住民票の写し

(2) 当該ファミリーシップにある者の戸籍その他当該親子関係を証明する書類  
（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 当該ファミリーシップにある者が届出をしようとする者の双方又は一方と生計が一であることを確認できる書類

(4) 当該ファミリーシップにある者（15歳未満の者を除く。）が自ら記入した同意書（様式第2号）（ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、本人立会いのもと他の者に代筆させることができる。）

(5) その他市長が必要と認める書類

（通称名の使用）

第7条 届出に係る者が日常的に通称名（戸籍（日本国籍を有していない者についてはこれに準ずるもの）上の氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているも

のをいう。以下同じ。)を使用している場合であって、市長が必要と認めるときは、当該通称名により届出をすることができる。この場合にあっては、当該通称名の使用を確認できる書類を添付しなければならない。

(受領証等の交付)

第8条 市長は、届出があった場合は、これを確認し、事実と相違ないと認めたときは、これを受理し、当該届出を行った者に対して、胎内市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証(様式第3号)及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カード(様式第4号)(以下これらを「受領証等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定により通称名が使用されているときは、通称名と併せて、戸籍に記載されている氏名(日本国籍を有していない者の場合は、これに準ずるもの)を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等再交付申請書(様式第5号)に本人確認書類を添えて、市長に対し、再交付申請をすることができる。この場合において、毀損又は汚損したことによる申請であるときは、当該受領証等を添えて申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、受領証等を再交付するものとする。

3 前項の規定による再交付を受けた届出者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の記載事項変更)

第10条 第8条の規定により受領証等の交付を受けた者は、届出書に記載した事項に変更が生じたとき(第12条第1項各号に該当する場合を除く。)は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届(様式第6号)に本人確認書類及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合に

において、変更する事項が、受領証等に記載されている事項に係るものであるときは、交付を受けた受領証等を添付しなければならない。

(子等の氏名等の削除)

第 11 条 受領証等に氏名等を記載された子等（15 歳未満の者を除く。）は、市長に対し、胎内市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等に関する申立書（様式第 7 号）を提出することにより、受領証等から当該子等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による申立書が提出されたときは、第 8 条の規定により受領証等の交付を受けた者に対して、当該受領証等と引き換えに新たな受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第 12 条 第 8 条の規定により受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、胎内市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等返還届（様式第 8 号）に本人確認書類及び受領証等を添えて、市長に返還しなければならない。

(1) パートナーシップにある者の双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。

(2) パートナーシップにある者の一方が死亡したとき。

(3) パートナーシップにある者の双方が市外に転出したとき。

(届出の無効)

第 13 条 市長は、届出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該届出を無効にし、受領証等の返還を求めるものとする。

(1) 届出の内容に虚偽があったとき。

(2) 届出日以後に、第 3 条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(3) 受領証等の不正な使用、濫用又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する使用が発覚したとき。

(4) 届出者が記載事項の変更その他必要な手続を怠り、かつ、それが長期にわたり継続されたとき。

(補則)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。